平成２５年（フ）第２３号
山口県下関市東大和町２丁目２番17―812号
債務者　森川えり子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
北九州市小倉北区宇佐町１丁目３番46―708号
債務者　太田　　操（旧姓荒平）
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１７４号
北九州市小倉北区長浜町16番８―202号
債務者　中島　春代
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１８３号
北九州市門司区大里桃山町３番10―503号
債務者　石村　孝成
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１８８号
北九州市門司区東門司１丁目19番５―301号
債務者　河口　裕輔
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２２号
鹿児島県志布志市有明町蓬原2248番地63、前住所鹿児島県志布志市有明町伊﨑田8808番地３　伊﨑田団地103号
債務者　中濵　孝男
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
鹿児島県志布志市有明町原田1473番地２、前住所鹿児島県志布志市有明町原田248番地２
債務者　中濵あけみ
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
神奈川県横須賀市津久井４丁目21番25号
債務者　浅井　順子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第４６号
神奈川県横須賀市根岸町３丁目15番２―1006号
債務者　早川　和弘
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第４７号
神奈川県横須賀市根岸町３丁目15番２―1006号
債務者　早川めぐみ
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第５６号
青森県上北郡七戸町字影津内18番地６
債務者　加賀千代子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８号
青森県五所川原市金木町中柏木鎧石135番地
債務者　杉山　秀實
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第９４０号
大阪市生野区桃谷２丁目27番16号　サンハウス桃谷３Ｆ301
債務者　森田　千草
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９８０号
大阪府池田市豊島北２丁目13番７－Ｄ号
債務者　里原佐和子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９８１号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番139―208号
債務者　髙木　　稔
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０３８号
大阪府門真市脇田町２番３―109号
債務者　沖島　秀子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０４１号
大阪市生野区勝山北１丁目７番25号
債務者　松井政美こと　李　　政美
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０４６号
大阪府東大阪市玉串元町１丁目１番８号　カセッタ201号
債務者　髙橋　　徹
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部